

「郵便法施行規則の一部を改正する省令案」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和2年7月4日（土）から同年7月31日（金）まで

提出された意見の件数：4件（うち、個人2件、法人1件、匿名1件）

※ その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	<p>非常勤の消防団員と言えども、危険業務には変わりなく、郵便業務勤務の傍ら地域の消防団員として防災に取り組むられることに敬意を表するものです。弾力的な運用には異論はありません。また、以前から非常勤の消防団員の方々は事実規則違反となつていますが、消防団員の職務を考慮していただき寛容な判断をしていただきたい。</p> <p>なお、日本郵便は毎月末総務大臣に報告するとしていますが、1年ごとや半年ごとなどある程度間隔を置いても良いのではないのでしょうか。消防団員を辞めたことについて直ちに報告させることとし、それを失念したときに罰しても遅くないのではないのでしょうか。少子高齢化社会で成りての少ない消防団員としてプライドを尊重していただくような規則としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、総務大臣は、郵便認証事務の適正な実施を確保するため、郵便認証司の兼業状況を適切に把握する必要があります。こうした観点から、総務省としては、非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況を月ごとに把握することが適切であると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。</p>	無
2	<p>非常勤の消防団員が不足しているので、賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
3	<p>今回の郵便法施行規則の一部を改正する省令案について、賛成します。</p> <p>全国郵便局長会は、会の目的として「郵政事業及び地域社会の発展に寄与すること」を掲げ、今日まで活動してまいりました。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、消防団以外の公的な職を対象とした手続きの簡素化等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>そのため会員である郵便局長に対して、各地域から要請された公的な役職への就任については、積極的にお受けし、地域にお住まいの方々のために貢献するよう推奨してきたところです。</p> <p>この度、郵便法施行規則が改正され、郵便認証司に関し、日本郵便株式会社の社員という生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する消防団員への兼業について、認可手続きが簡素化されることに賛成します。</p> <p>しかしながら、消防団員以外にも地域における公的な役割を担う職務への就任についても、消防団員への就任と同様に、手続きの簡素化をご検討いただきたいと願う次第です。</p> <p>また、明らかに郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生ずる恐れがない職務等については、極力、兼業承認の対象から除外することについてもあわせてご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【全国郵便局長会】</p>		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・兼業する郵便認証司の報告は毎月にも求めべきものでしょうか。本件は総務大臣への報告に必要な限り郵便会社において適切に把握していれば足りると考えますし、特に特定期間の繁忙期に毎月報告を求めるのは現場としては下品な言い方をすれば「そんなのやってられない」と考えるのでは無いでしょうか。ついては第18条第3項の「毎月月末の」を「1年を超えない毎年1回、及び総務大臣が必要と認める時」と改めるよう願います。併せて、四半期に一回程度、郵便会社において兼業郵便認証司を把握されるようご指導をお願いします。 ・第18条第2項の末尾に「職を辞した場合も同様とする。」を加えるのが適当と考えます。人事異動等で所属する消防団が変更される場合もあると考 	<p>総務大臣は、郵便認証事務の適正な実施を確保するため、郵便認証司の兼業状況を適切に把握する必要があります。こうした観点から、総務省としては、非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況を月ごとに把握することが適切であると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法</p>	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>え、辞職→再兼業のケースを考えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件改正案に直接影響の及ぶところではありませんが、郵便認証司及びその兼業は属人的なものであって、兼業について「意志の表明」をするのは社に対してのものであって、所属長(郵便局長等)ではありません。人事異動等で所属が変わっても兼業先が同じであれば再度「意志の表明」を求めることなく、所属間での連絡(若しくは支社単位での名簿の調製)で足りるようご指導をお願いします。 ・国家公務員に対して消防団の兼業について奨励に近い容認の姿勢を取っておられると承知していますが、国家公務員についてのそれについて、改めてご案内ください。 ・本件は消防庁との協議が必要と考えますが、消防庁としてのご見解をご案内ください。 <p style="text-align: right;">【個人②】</p>	<p>律」において、地域の防災力の充実強化の観点から、国家公務員の消防団員との兼職は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない、とされているところです。同じように、郵便認証司が消防団員との兼業を行い、その地域で活躍いただくことは、当該法律の趣旨に鑑みても重要であることから、今回の省令改正案については、当該趣旨に沿ったものとなっていると考えております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	